

知事が行う聴聞の手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 59 号

知事が行う聴聞の手続に関する規則の一部を改正する規則

知事が行う聴聞の手続に関する規則（平成 6 年岩手県規則第 204 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 知事（知事からその権限に属する事務の委任を受けた県の<u>吏員</u>を含む。以下同じ。）が行政手続法（平成 5 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 3 章又は行政手続条例（平成 8 年岩手県条例第 3 号。以下「条例」という。）第 3 章の規定に基づいて行う聴聞の手続については、他の法令に特別の定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 知事（知事からその権限に属する事務の委任を受けた県の<u>職員</u>を含む。以下同じ。）が行政手続法（平成 5 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 3 章又は行政手続条例（平成 8 年岩手県条例第 3 号。以下「条例」という。）第 3 章の規定に基づいて行う聴聞の手続については、他の法令に特別の定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。